

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める 「くろまぐろ」について

平成31年4月1日 公表

令和元年7月1日 改正

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 福岡県においては、くろまぐろは定置漁業、曳き縄漁業、はえ縄漁業、一本釣り漁業により、主に筑前海で漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理数量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について福岡県の知事管理量に関する事項

- 1 第5管理期間(2019年4月1日より2020年3月31日)における福岡県知事管理量を下表のとおり定める。なお、留保枠についてはこれを定めない。

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	9. 2 トン
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	5. 0 トン

2 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第5管理期間において、採捕の種類別、海域別、期間別の管理は行わないものとする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2に示した知事管理数量を遵守するため、第5管理期間を通じて以下の管理措置を講ずるものとする。

1 資源管理体制について

・ 3 kg未満の個体の再放流及び9月までの採捕の自粛に努めるものとする。

2 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合(支所)は定置漁業でくろまぐろの漁獲があった場合、あるいは漁船漁業で1隻1日当たり50キログラムまたは漁業協同組合(支所)全体で1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

(2) (1)の本県への一報は漁業協同組合(支所)が仕切り書等により採捕量を把握した時点で本県水産振興課漁船漁業係に電話連絡をすることとする。加えてメールあるいはFAXによる数量報告を行う。なお、土日、祝日等に限り、県担当者に直接電話連絡を行うこととする。

(3) (1)の本県への一報の対象となる採捕があった際には、当該漁業

協同組合(支所)は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行い、漁業者は県の残存が判明するまでの間はくろまぐろの目的操業の自粛を行う。

- (4) 本県全体の合計で1日原則500kgを超える採捕の数量報告があった際は、本県は速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

3 採捕の数量等の公表について

- (1) 本県は法8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超えた時点で当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

4 早期是正措置について

本県は前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を当該都道府県の管内の漁業者等に対し講じるものとする。

(1) 漁船漁業

- ・漁業者は5キログラム未満の個体の再放流に努める。
- ・本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 定置漁業

- ・漁業者は生存個体の再放流に努める。
- ・本県はこれらの措置の実施を勧告する。併せて所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

5 遊漁の管理について

- (1) 本県は管内の漁業者管理の取組を勧告した場合は管内の遊漁船業者に対しても同様の勧告を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該勧告内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らか

でないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

6 個別割当の検討について

本県は、第6管理期間から法第11条第1項の規定に基づく採捕を行う者ごとへの個別漁獲割当配分の実施を検討する。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕停止命令について

- (1) 本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。
- (2) 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量を持って知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をするものとする。
- (3) 前記の採捕停止命令は、本県漁業者に加え、本県遊漁者に対しても適用される。